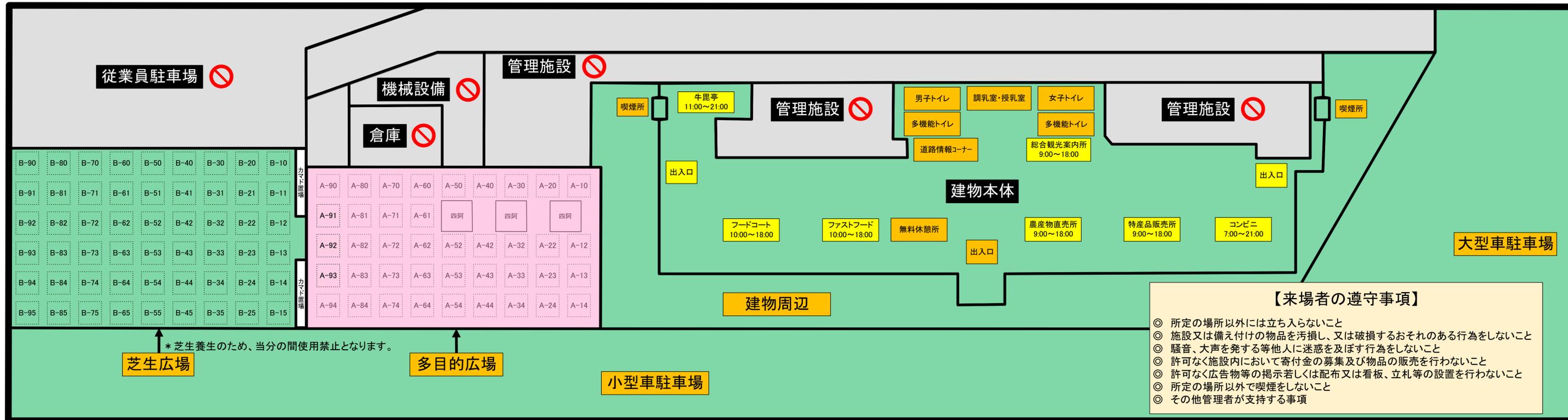


道の駅米沢の利用及び有料施設・備品の使用に関するご案内

来場者エリア 年中無休・24時間利用可能 (一部の施設を除く)

管理施設エリア **立入禁止**



- 【来場者の遵守事項】**
- ◎ 所定の場所以外には立ち入らないこと
 - ◎ 施設又は備え付けの物品を汚損し、又は破損するおそれのある行為をしないこと
 - ◎ 騒音、大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
 - ◎ 許可なく施設内において寄付金の募集及び物品の販売を行わないこと
 - ◎ 許可なく広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと
 - ◎ 所定の場所以外で喫煙をしないこと
 - ◎ その他管理者が支持する事項

【芝生広場・多目的広場の利用予約】

来場者エリア(緑色・桃色)は、24時間(館内の一部施設を除く)・年中無休で自由(無償)にご利用いただくことができます。
ただし、多目的広場と芝生広場の利用を事前に予約する場合は、次の手続きが必要となります。

【利用形態】

- ・ 区画番号(1区画3m×3m=9㎡)の場所を貸し出します。複数の区画を利用することも可能ですが、管理者が利用を調整する場合があります。
- ・ 公益目的利用、多目的広場の有料利用を優先します。

【受付・利用時間】

- ・ 受付・利用時間は、原則として、午前9時～午後6時までとします。これ以外の時間帯の利用は、管理者との協議となります。

【申込方法】

- ・ 道の駅米沢の総合観光案内所で申込手続きをお願いします。
予約の申し込みは、利用日の3か月前に当たる日の属する月の初日から、窓口又は電話で行うことができます。(使用期間は、同一の申込について、引き続き2日又は使用予定日の属する週を通じて2日以内とします。)

【留意事項】

- ・ 利用にあたっては、管理者の定める遵守事項及び指示に従ってください。
- ・ ペットの放し飼いや、テントを張ったキャンプは禁止とします。

【多目的広場の有料利用】

多目的広場を販売又は宣伝目的で使用する場合は有料となります。

【利用日】
年中無休(但し、原則的に冬期間は利用を中止します。)

【利用形態・料金(税込)】

- ① の利用を原則とし、管理者が特に必要と認める場合は、②・③の利用も可能とします。
- ① 基本利用(有料のテントを使用し、右図の番号が記載された所定の場所での利用)
単価×6㎡(テント占有面積)×利用時間+別途テント使用料
例) 日曜日の9:00～17:00に使用 @48円×6㎡×8時間+490円=2,794円
- ② 全部利用(多目的広場(桃色のエリア)を全て(四阿を除く)利用)
単価×766㎡×利用時間
- ③ 部分利用(多目的広場(桃色のエリア)の区画番号を利用) *複数区画の利用可

区分	7時～21時	21時～翌日7時
平日	32円/㎡・時間	3円/㎡・時間
土・日・祝日	48円/㎡・時間	4円/㎡・時間

【受付・利用時間】

- ・ 受付・利用時間は、原則として、9時～18時までとします。これ以外の時間帯の利用は、管理者との協議となります。

【申込方法】

- ・ 道の駅米沢の総合観光案内所で使用許可の申請をお願いします。
予約の申し込みは、利用日の3か月に当たる日の属する月の初日から、窓口又は電話で行うことができます。(使用許可期間は、同一の申請について、引き続き2日又は使用予定日の属する週を通じて2日以内とします。)

【留意事項】

- ・ 利用にあたっては、利用許可書に記載する遵守事項及び管理者の指示に従ってください。

① 基本利用のテント配置・番号

【有料貸出器具】

次の備品を使用する場合は有料となります。

【利用日】
年中無休(但し、原則的に冬期間は利用を中止します。)

【有料備品・使用料】

貸出備品	1回(1日)
テント(ワンタッチテント:2.4m×2.4m)	490円
バーベキュー機器一式	550円
いも煮用機器一式	550円

* テントには、机(幅1.8m×奥行0.6m)2台、折畳椅子2脚、ウエイト4個、三方幕を含みます。
* バーベキュー・芋煮用機器一式の燃料資材・食材は別途、販売しております。

【受付・利用時間】

- ・ 受付・利用時間は、原則として、午前9時～午後6時までとします。これ以外の時間帯の利用は、管理者との協議となります。

【申込方法】

- ・ 道の駅米沢の総合観光案内所で使用許可の申請をお願いします。予約の申し込みは、利用日の3か月に当たる日の属する月の初日から、窓口又は電話で行うことができます。(使用許可期間は、同一の申請について、引き続き2日又は使用予定日の属する週を通じて2日以内とします。)

【留意事項】

- ・ 利用にあたっては、利用許可書に記載する遵守事項及び管理者の指示に従ってください。
- ・ 返却の際は、利用された場所を片付け・清掃のうえ、貸出した全ての器具を倉庫前までお持ちいただき、管理者の確認を受けてください。(器具の清掃は不要です。)
- ・ 利用者の過失により備品が壊れた場合には、実費修理費を支払っていただきます。